

「我が家の園選び 認定こども園・保育所(園)・幼稚園のお話」



「認定こども園」ってなあに？従来の保育所（園）や幼稚園とどう違うの？うちはどの施設を利用できるのかな？

「保育所」「小規模保育事業」

0～2歳の子どもを預かり、主に就労や病気などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

1か所の保育所と2か所の小規模保育事業を実施する施設があります。

「認定こども園」

主に0歳～5歳の子どもを預かり、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

31か所の認定こども園があります。

「幼稚園」

満3歳児から小学校就学前児童を対象に、幼児の心身の発達のために幼児教育を提供する施設です。

6か所の私立幼稚園があります。

*南区の各認定こども園、幼稚園等の情報はホームページをご覧ください。

*南区ホームページに動画で「認定こども園・保育所(園)・幼稚園のお話①②③」も説明しています。1話2分前後。
二次元コードからご確認ください



《我が家の利用したい施設は?》

スタート

利用したい年の4月1日時点でのお子さんの年齢は?

3～5歳

0～2歳

①保護者の仕事等で長時間預ける必要がある。
②今は従来の幼稚園でいい。そのうちゆっくり働きたいと思っている。

保護者の仕事等で長時間預ける必要がある。

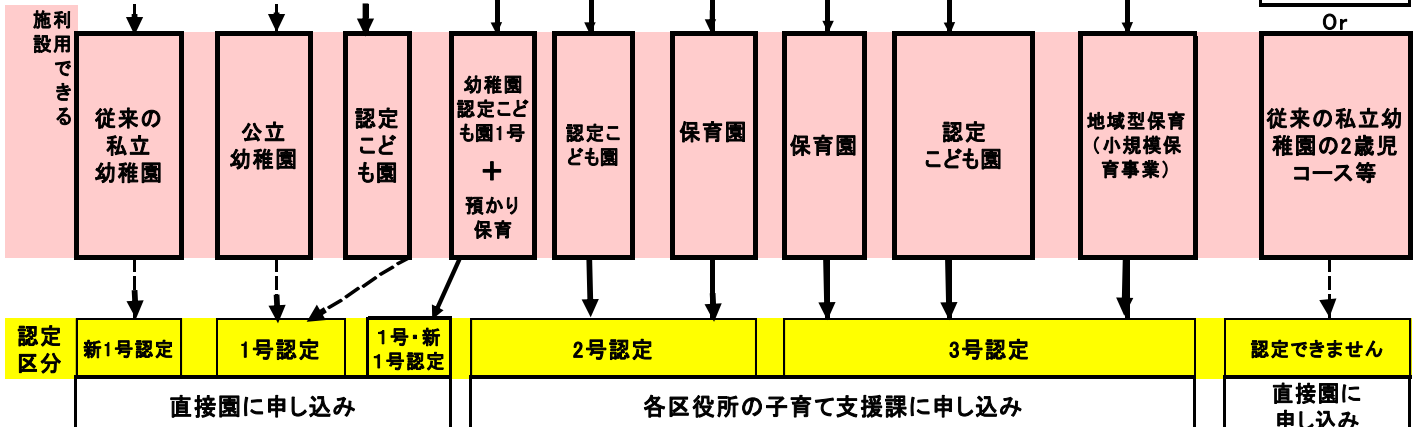
②

①

はい

いいえ

家庭での保育
Or



仕事等で預かり保育を利用したい

各園を通して申請

新2号認定

裏面 B タイプ

裏面 A タイプ

裏面 B タイプ

Aタイプ： 認定こども園・小規模保育事業・保育所に入るためには

- ①どこに申請すればいいの？ 希望の園のある区役所の子育て支援課にお申し込みください。
- ②保護者が働いていないと預けられないの？ 保護者の病気、求職活動、就学などでも預けられます。
*詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。
- ③申請はいつすればいいの？

年度途中（毎月1日） 入所希望の場合	入所したい月の前月の10日（休業日の場合は前営業日）までに子育て支援課に申込み。 *例えば、9月入所希望の場合は、8月10日までに申込みをする。
4月入所希望の場合	例年、前年の10月1日～31日の間に子育て支援課に申込み *令和5年度の申請用紙に記入し申込み。申請用紙は9月頃に配布予定なので、必要書類に記載して10月中に提出。

Bタイプ： 認定こども園1号、公立幼稚園、従来の私立幼稚園について教えて

- ①何歳から入園できますか？ どこに申し込めばいいの？
3歳児クラス（年少クラス）からの入園が多いですが、園によっては、満3歳児クラスや2歳児クラスがある園もあります。行きたい園の情報を園のホームページや直接園に問い合わせ確認してください。
行きたい園に直接お申込みください。（例年、前年の10月1日が申し込み開始になっています。）
- ②幼稚園に入園したら働けますか？
平日の延長保育や長期の休みの間、在園児の預かり保育をしている園があります。行きたい園のホームページや直接園に問い合わせ確認してください。預かり保育の補助は3歳児クラス（年少クラス）になった4月から1日450円（ただし、上限月額11,300円まで）の補助が受けられます。

◎ 保育料はいつから無償化になるの？

	0・1・2歳	満3歳	4月1日 (3歳児クラス)	3・4・5歳
(Aタイプ) 認定こども園 3号・2号	3号認定 非課税世帯、年収380万円未満の第2子、 第3子以降のみ無償	2号認定(2歳児クラス)		2号認定(3歳児クラス) 無 償
(Bタイプ) ・認定こども園1号 ・従前制度の 私立幼稚園		満3歳児クラス		年少クラス(3歳児クラス) 無 償 従前制度の私立幼稚園については月額上限25,700円まで
預り保育		全額支払い *非課税世帯、 年収380万円未満の第2子、 第3子以降は補助あり		日額450円×預けた日数分の補助 ただし、月額11,300円まで

*無償は保育料のみになります。施設費、給食費、教材費等は保護者の負担になります

*わからないことがあれば、お気軽に子育て支援課の子育て支援コーディネーターにお問い合わせください。